



民法編 「相続」

弁護士 丸谷 誠

第1回 なぜ遺言を残したほうがいいのか

遺産争いが生じないように「公正証書遺言」を残しましょう、ということをよく言われます。しかし、誰が、どのような割合で遺産をもらうかは、民法にルールが定められています。なぜ、民法にルールがかかっているのに、遺言を残す必要があるのでしょうか。

それは、「民法のルールに従うことが、不公平になる場合がある」からです。どういうことか、簡単な事例をご紹介します。遺産を残す立場になって考えてみてください。

(事例)

父親(5年前に他界) 85歳の母親が他界(帯広在住・被相続人)
(相続人) 長男60歳 二男56歳 長女54歳
遺産額 2,400万円

民法の定めによれば、子3人ですから、3分の1にあたる800万円ずつ、相続することになります。次に、いくつか条件を加えます。それでもこの分け方が公平といえるのでしょうか。

(ケース1)

長男、次男は大学まで出て、長年東京に住んでいる。長女は、地元の高卒卒業後、帯広に住み続け、長年、父親、母親の介護をしてきた。

①のケースは、長男、次男が大学の学費を出してもらっているため、長女よりも生前に財産をもらっていると考えられます(特別受益といえます)。また、長女は両親の介護をしてきたことも評価されるべきでしょう(寄与分といえます)。

(ケース2)

長男は高校卒業後、両親の会社の手伝いをし、両親が財産を残すのに貢献した。

②のケースは、長男が母親の財産形成に貢献してきたことを評価すべきと考えられます。遺言によりメッセージを残さなければ、寄与分や特別受益を巡った争いが生じかねません。

このような事例のほか、縁が遠くなってしまった兄弟よりも、長年内縁関係にあった妻に全財産を相続させたい場合などは、遺言を残さなければ、妻には全く遺産を残すことができなくなってしまいます。

このように、民法のルールによることがかえって不公平になる場合もあるので、公平に分けようとするなら、遺言を残すことも考えなくてはなりません。また、何が「公平」なのかは、人それぞれであり、それがどんな内容であっても、故人の意思が明確であれば、遺産を巡る紛争は生じないでしょう。

今回は、「なぜ、公正証書で遺言を残す必要があるのか」について、お話をしたいと思います。